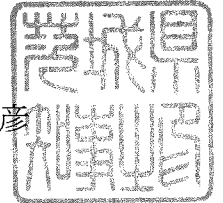




原 対 第 2 5 9 号
平成29年11月21日

日本原子力発電株式会社
東海第二発電所長 江口 藤敏 殿

茨城県知事 大井川 和彦



東海第二発電所の運転期間延長認可申請に関する報告について（要請）

本日、貴社から、東海第二発電所に関し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第4項の規定に基づく申請（以下「運転期間延長認可申請」という。）を行う方針について報告がありました。

同申請内容は、東海第二発電所の安全性に密接に関わるものであり、施設周辺の安全確保の観点から重要な事項と認められることから、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定第12条第1項の規定に基づき、下記により報告するよう求めます。

記

1 報告内容

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第113条第2項第1号の規定に基づく原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果
- (2) 実用炉規則第113条第2項第2号の規定に基づく原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果
- (3) 実用炉規則第113条第2項第3号の規定に基づく原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針

2 報告時期

原子力規制委員会に対し運転期間延長認可申請を行ったとき